

市税の納期内納付にご協力を

市税は、市民の皆さんが健康で安全、快適な暮らしができるよう、福祉や教育の充実、都市基盤の整備、消防・救急活動をするために欠くことのできない貴重な財源です。今年度の市税の納期限は、表1のとおりです。必ず期限までに納付をお願いします。

☎納税課管理班 ☎ (93) 0 4 3 4

表1 平成30年度市税の納期限・口座振替日

税目	市・県民税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	国民健康保険税
納期限日				
5月1日(火)		1期		
5月31日(木)			全期	
7月2日(月)	1期			
7月31日(火)		2期		1期
8月31日(金)	2期			2期
10月1日(月)		3期		3期
10月31日(水)	3期			4期
11月30日(金)				5期
12月25日(火)		4期		6期
平成31年 1月31日(木)	4期			7期
2月28日(木)				8期

表2 市税が納付できる金融機関とペイジー対応状況

金融機関	ATM	インターネット	モバイル
千葉銀行	○	○	○
みずほ銀行	○	○	○
三菱UFJ銀行	○	○	○
三井住友銀行	○	○	○
りそな銀行	○	○	○
埼玉りそな銀行	○	○	○
常陽銀行	×	○	○
千葉興業銀行	×	○	○
京葉銀行	○	○	○
千葉信用金庫	×	○	○
銚子信用金庫	×	○	○
佐原信用金庫	×	○	○
銚子商工信用組合	×	○	×
中央労働金庫	×	○	○
富里市農業協同組合	×	○	○
郵便局・ゆうちょ銀行	○	○	○

※各金融機関で操作方法などが異なる場合があります。詳しくは各金融機関にお問い合わせください。

国民健康保険税の納付は原則口座振替に

市の規則改正により、平成30年4月から国民健康保険税の普通徴収の納付は、「**口座振替による納付が原則**」になりました。

市税の納付方法

口座振替で納付

口座振替は、一度申し込み手続きをすると翌年度以降も自動継続されるので、納め忘れがなく便利です。
※口座振替後、納税証明書が発行できるようにするまで、一週間程度かかります。
■申込み
▼口座振替申込書で申込み
①または②の口座振替申込書に必要事項を記入・押印し、申込書の種類に応じて提出してください。

①ハガキタイプ

納税通知書に同封しているほか、市役所(納税課など)と日吉台出張所に備え付けてあります。

申込書に個人情報保護シールを貼り付けて郵送するか、納税課窓口へ提出してください。希望する人には申込書を郵送しますので、問い合わせてください。

②A4サイズ

納税課と市内の金融機関に備え付けてあります。納税課または市内の金融機関窓口へ提出してください。

※申込期限は開始希望期の納期限日の2か月前まで

▼ペイジー口座振替で申込み(国民健康保険税のみ)

口座名義人本人が、預貯金通帳やキャッシュカード、身分証明書や国民年金課または納税課窓口を持参し、暗証番号入力などの手続きを行うと即時に申し込みができます。
※表2の金融機関のうち、富里市農業協同組合の口座は申込みできません。

ペイジーで納付

ペイジー(Pay-easy)は、ATM(現金自動預払機)などを利用して、市税などが納付できるサービスです。ペイジーに対応している金融機関は表2のとおりです。また、サービスの内容はホームページで確認できます。

ペイジー

①ATM

対応している金融機関のATMには「ペイジーマーク」が表示されています。



【注意】納付手数料はかかりませんが、営業時間外利用など、一部のサービスで手数料が必要になる場合があります。

②インターネットバンキング・モバイルバンキング

パソコンや携帯電話で納付できますが、金融機関との契約が必要です。

コンビニで納付

納税通知書に記載しているコンビニエンスストアで納付できます。

手数料はかかりませんが、現金での納付に限ります。納期限が過ぎたときは、納税課に問い合わせてください。

■使用できない納付書

○1枚の納付額が30万円を超える

○コンビニ収納用バーコードが印刷されていない

■安心して「コンビニ納税」するために

○領収証書とレシートは必ず受け取ってください。

○領収印の日付、コンビニエンスストアのチェーン名、店舗名が正しいことを確認し、不明なときは店員に申し出てください。

○レシートには法的効力はありませんが、レジで正しい手続きが行われたことの証明になりますので、領収証書と一緒に保管してください。

クレジットカードで納付

パソコンや携帯電話から「Yahoo! 公金支払い」を利用すれば、自宅や外出先からいつでも納付できます。

※納期限が過ぎたときは、納税課に問い合わせてください。

■アクセス方法

○ホームページから

○QRコード読み取り



■利用できるクレジットカード 次のいずれかのマークが表記されているものに限り、ただし、納付金額に応じて手数料がかかります。



金融機関窓口 市役所窓口 で納付

表2の金融機関窓口や、市会計課、日吉台出張所で納付できます。

※郵便局とゆうちょ銀行では、納期限が過ぎてしまったときは取り扱いません。

納税証明書が 必要な人は

注意してください

納付方法や納付場所によっては、市が納付を確認できるまでに3週間程度かかる場合があります。

早急に納税証明書が必要なときは、納税課窓口で領収証書を提示してください。

ペイジーまたはクレジットカードで納付したときは、領収証書は発行されません。

領収証書が発行できる金融機関窓口やコンビニエンスストアで納付してください。

納税に困ったら必ず相談を

☎納税課納税班 ☎ (93) 0 4 3 3

病気や失業など、特別な事情で期限までに納付できないときは、必ず相談してください。相談がないまま放置すると、納期内に納付した人との公平性確保のため、本来納める税額に加え、延滞金の納付や、差し押さえなどの滞納処分を受けることになります。

市税を滞納すると、納税者が不利益になるだけでなく、滞納整理の費用もかかります。この費用も、皆さんからの税金が使われています。

※納税相談の際には、身分証明書などの提示をお願いします。代理で相談をする場合には、納税義務者が署名押印した委任状が必要です。